

# 8 .パートタイム労働法（抄）

## 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（抄）

（平成5年法律第76号）

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 短時間労働者対策基本方針(第5条)
- 第3章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等
  - 第1節 雇用管理の改善等に関する措置(第6条—第16条)
  - 第2節 職業能力の開発及び向上等に関する措置(第17条・第18条)
- 第4章 紛争の解決
  - 第1節 紛争の解決の援助(第19条—第21条)
  - 第2節 調停(第22条—第24条)
- 第5章 短時間労働援助センター(第25条—第41条)
- 第6章 雑則(第42条—第47条)

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この法律において「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

#### （事業主等の責務）

- 第3条** 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換（短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。）の推進（以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。
- 2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

### 第3章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

#### 第1節 雇用管理の改善等に関する措置

#### （労働条件に関する文書の交付等）

- 第6条** 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの（次項において「特定事項」という。）を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」という。）により明示しなければならない。
- 2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとする。